

〔3〕登記事項証明書 【補助】

(補助開始と併せて補助人が一人選任された後、さらに一人選任された場合(ただし、同意権は二人に、代理権は一方のみに付与されているとき))

登記事項証明書

補助

補助開始の裁判

【裁判所】〇〇家庭裁判所
【事件の表示】平成29年(家)第××××号
【裁判の確定日】平成29年1月20日
【登記年月日】平成29年1月26日
【登記番号】第2017-××××号

被補助人

【氏名】補助秋子
【生年月日】昭和20年12月29日
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番15号
【本籍】東京都千代田区九段南1丁目2番地

補助人

【氏名】補助大助
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
【選任の裁判確定日】平成29年1月20日
【登記年月日】平成29年1月26日
【代理権付与の裁判確定日】平成29年1月20日
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり
【登記年月日】平成29年1月26日
【同意を要する行為の定め

補助人

【氏名】鈴木一郎
【住所】東京都千代田区九段南1丁目1番10号
【選任の裁判確定日】平成29年3月24日
【登記年月日】平成29年3月29日
【同意を要する行為の定め

※ 補助人に代理権を付与した場合(民法876条の9第1項)には、代理権目録が添付されます。
※ 補助人に民法13条1項所定の行為の一部に対して同意権を付与した場合(民法17条1項)には、同意行為目録が添付されます。

※ 審判の内容に応じ、補助人は代理権を有し、または、一定の法律行為(民法13条1項所定の行為のうち一部)について同意権を有します。
また、同意を要する行為について、同意なく行った被補助人の行為を取り消し、または追認することができます(民法120条、122条)。

※ 補助人には、少なくとも代理権又は同意権のどちらか一方が必ず付与されます(民法15条3項)。

※ 補助人が数人選任されている場合で、事務を分掌するとき又は共同して権限を行使するときには「権限行使の定め目録」が添付されます。

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。
平成29年3月31日

東京法務局 登記官 法務太郎 印

※ 実際の証明書では、用紙が数枚にわたる場合、最終頁に認証文のみの用紙が添付されます(4/4)。

代理行為目録

代理行為目録

- 1 被補助人の所有するすべての財産の管理・保存・処分
- 2 ○○府○○市○○町○○番○号老人ホーム○○に関する賃貸借契約の締結・変更・解除
- 3 預貯金の管理（口座の開設・変更・解約・振込み・払戻し）
- 4 定期的な収入（家賃収入・年金等の受領）の管理
- 5 定期的な支出（ローン支払い、家賃支払い・病院費用等）の管理
- 6 実印・銀行印・印鑑登録カード等の保管に関する事項
- 7 介護契約等に関する事項
 - (1) 介護サービスの利用契約
 - (2) 老人ホームの入居契約
- 8 医療（病院等への入院等）契約の締結・変更・解除

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 代理権目録には、この目録の別紙として、財産目録や預貯金等目録が添付されることがあります。

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

登記事項証明書（別紙目録）

補助

同意行為目録

同意行為目録

- 1 借財又は保証をなすこと
- 2 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をなすこと
- 3 新築，改築，増築又は大修繕をなすこと

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 先に登記された保佐人（補助人）と同じ代理権又は同意権を，後に登記された保佐人（補助人）が行使できる場合，同じ代理権目録等にそれぞれの登記年月日が記載されます。
・平成29年1月26日は，補助大助に付与された同意権の登記年月日
・平成29年3月29日は，鈴木一郎に付与された同意権の登記年月日

登記年月日 平成29年1月26日

登記年月日 平成29年3月29日

[証明書番号] 2017-0100-00003 (3/4)